の６第１項第１号」を削り、同項中「

第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の６第１項第４号）	00042	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

」を「

第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の６第１項第４号）	00042	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第42条の６第２項（償却費）	00487	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の６第２項)	00488	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の６第２項）	00489	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第42条の６第３項又は第４項（償却費）	00490	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第42条の６第５項（特別償却準備金）	00491	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の６第７項又は平成26年旧措置法第42条の６第２項	00043	法規別表六(十二)「16」の欄の金額
	第42条の６第８項	00492	法規別表六(十二)「22」の欄の金額
	第42条の６第９項又は平成26年旧措置法第42条の６第３項	00044	法規別表六(十二)「29」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却の項及び事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第１号	00406	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
	第42条の９第１項の表の第１号	00493	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第２号	00407	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
	第42条の９第１項の表の第２号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第３号	00408	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
	第42条の９第１項の表の第３号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第４号	00409	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
	第42条の９第１項の表の第４号	00496	

様式第一の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の９第１項の表の第５号」を「平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第５号」に、「別表六（十四)「18」」を「別表六（十三)「18」」に改め、同項の次に次のように加える。

沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９第１項の表の第５号	00497	法規別表六(十三)「18」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成24年旧措置法」を「、平成26年旧措置法第42条の９第２項（同条第１項の表の第１号から第５号まで）又は平成24年旧措置法」に、「別表六（十四)「23」」を「別表六(十三)「23」」に改め、同表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却の項及び沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法（以下この表において「平成24年旧効力措置法」という。）第42条の10第１項）	00084	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧効力措置法第42条の10第３項	00086	法規別表六(十四)「21」の欄の金額